

〔 平 26. 5. 9
法 D 5 - 9 〕

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税 DG 座長 大田 弘子 様

税制調査会委員 増田 寛也

公益法人等に対する課税のあり方に関する意見

法人課税 DG 会議を所用により欠席しますので、書面にて下記の通り意見を述べます。

記

- 公益法人等に対する課税については、公益法人等が公益を目的として設立され営利を目的としないというその公益性に鑑み、原則として収益事業のみに対して法人税が課されることとされており、さらに学校法人や社会福祉法人等については、軽減税率が適用されている。また、金融資産から生じる利子・配当等の収益については、所得税法上非課税とされ、源泉徴収が行わないこととされている。
- 現在、課税対象となる収益事業は 34 事業とされているが、一方で、高齢化の進展等の我が国の社会情勢の変化等に伴い、上記事業以外の事業においても、公益法人と民間企業が競合するような状況が想定される。なお、政府税制調査会報告書「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」（平成17年6月17日、基礎問題小委員会・非営利法人課税ワーキング・グループ）においても、公益法人等の行う事業活動が拡大・多様化し、営利法人との間で課税のアンバランスが生じているのではないかと指摘がなされている。
- 公益法人等に対する課税のあり方については、収益事業を行わずに金融資産収益のみで公益事業を実施している法人もあることに留意しつつ、公益社団法人・公益財団法人の数が公益法人制度改革前の 860 法人から 10 倍以上の 9045 法人に拡大する状況において、民間企業とのイコールフットイングの観点も踏まえ、課税対象となる収益事業の範囲の見直し等を含めて抜本的に検討すべきである。

以上